

○マンション標準管理規約の見直しに関する検討会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「マンション標準管理規約の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、マンション標準管理規約及び同コメントの課題の整理及び見直しの検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 検討会の委員は、学識経験者又はマンション管理分野の関係者から、国土交通大臣が任命する。

（委員長の任命）

第4条 検討会には委員長を置き、検討会に属する委員のうちから互選により選任する。

（委員以外の者の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（検討会の議事）

第6条 検討会の議事は、公開とする。

2 検討会の議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて、国土交通省ホームページにおいて公開する。

3 検討会の資料については、原則として公開するが、委員長の判断によりその一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室に置く。